

宮城県における 新型コロナウイルス感染症対策について (令和2年12月1日から令和3年2月28日まで)

- 1 催物（イベント等）開催制限等について
- 2 外出等における感染防止対策の協力要請について
- 3 職場における感染防止対策の協力要請について
- 4 施設における感染防止対策の協力要請について

(参考)

- 1 接待を伴う飲食店，その他の酒類の提供を行う飲食店に対する協力要請について
- 2 ガイドラインを遵守していない飲食店の利用自粛の協力要請について

1 催物（イベント等）開催制限等について

区域：宮城県全域 期間：令和2年12月1日から令和3年2月28日まで

1 催物の開催制限

(1) 催物開催の目安

人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

なお、催物開催に当たっては、11月12日事務連絡（※）別紙1「イベント開催時の必要な感染防止策」に留意すること。

①人数上限の目安

ア) 収容定員が設定されている場合

- 9月11日事務連絡（※）別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」及び別紙4「感染防止のチェックリスト」に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されている場合
⇒「5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方」を上限
- 9月11日事務連絡別紙3及び事務連絡別紙4に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されない場合
⇒「5,000人」を上限

イ) 収容定員が設定されていない場合

後記②のア)及びイ)の収容定員が設定されていない場合の例による。

②収容率の目安

ア) 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

観客間のクラスター等が発生していないことが確認された催物の形態であることを前提に、次の全てを満たす場合に限り、収容率の上限を100%とする。

- ◇ これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと）。なお、この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとして、後記イ)のとおり取り扱う。
- ◇ これまでの開催実績を踏まえ、マスクの常時着用、飲食制限等を含め、個別の参加者に対して11月12日事務連絡別紙1に記載した対策の徹底が行われること。
- ◇ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種別ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

イ) 大声での歓声，声援等が想定される場合等

次の収容率の目安を適用する。

◇参加者の位置が固定され，入退場時や区域内の適切な行動確保ができる催物

⇒ 異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ，同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はない。（参加人数は，収容定員の50%を超えることもありうる。）なお，9月11日事務連絡別紙3及び事務連絡別紙4に留意し，開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されない場合は，収容率50%（屋外の場合は十分な間隔）または5,000人のいずれか小さい方を限度とする。

◇参加者が自由に移動できるものの，入退場時や区域内の適切な行動確保ができる催物

⇒ 収容定員が設定されている場合は当該収容定員の50%までの参加人数とする。収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。

◇参加者が自由に移動でき，かつ，入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物

⇒ 後記（2）によることとする。

（2）地域の行事，全国的・広域的なお祭り，野外フェス等

①全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの

⇒ 中止を含めて慎重に検討を要請（十分な人と人との間隔（1m）の維持、又は11月12日事務連絡別紙4に該当するものは開催可能）

②地域で行われる盆踊り等，全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるもの

⇒ 適切な感染防止策（例えば，発熱や感冒症状がある者の参加自粛，三密回避，十分な人と人との間隔の確保（1m），行事の前後における三密の生ずる交流の自粛，手指の消毒，マスクの着用等）を講ずることを呼びかけるとともに，イベントを開催する前に，イベント参加者による接触確認アプリや，感染拡大防止のためのイベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること。

③初詣における感染防止対策の留意事項

⇒ 11月12日事務連絡別紙5「初詣における感染防止対策の留意事項」のとおり

《人数上限や収容率の要件の解釈等について》

- ① 収容率については、必ずしも屋内・屋外のみで区別されるものではなく、屋外であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合には、収容定員の半分程度以内という基準を用いることとする。また、屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されず、又は収容定員の定めがない場合には、人と人の距離を十分に確保という基準を用いることとする。
- ② 事前相談時その他の必要な場合において、イベント主催者等への聞き取り等で、業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインの担保状況等を確認することがある。
- ③ 地域の感染状況の段階に応じて、イベント開催について別途判断することがある。特に、催物等におけるクラスターの発生があった場合は、目安及び業種別ガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、イベント主催者等が催物の感染防止策を徹底し、必要に応じて、催物の無観客化、中止又は延期等を行うよう県が協力要請を行うことがある。
- ④ 地域の感染状況やイベントの態様に応じて、例えば、入退場時や共用部、公共交通機関の三密が避けられない場合、前記に示した人数上限を下回る範囲で三密の回避可能な人数に制限することがある。

2 催物の開催に関する留意事項

(1) イベント開催に伴う事前相談について

全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、施設管理者又はそれぞれのイベントの主催者は、そのイベントの開催要件等について、県に事前相談すること。併せて、11月12日事務連絡別紙6、別紙7、別紙8に留意すること。

(2) その他の留意事項について

公共交通機関等の密集や催物後の会食等により、イベント主催者等が管理できない場所（催物前後など）での感染拡大リスクが高まる場合があることにも留意し、関係各所において、イベント主催者等との連携・協力を適切に行い、催物前後における感染防止策を徹底すること。

※「9月1日事務連絡」…令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」

※「11月12日事務連絡」…令和2年11月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長事務連絡「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」

2 外出時等における感染防止対策の協力要請について

区域：宮城県全域 期間：令和2年12月1日から令和3年2月28日まで

- 「人と人との距離の確保」・「マスクの着用」・「手洗い」・「換気の実施」をはじめとした基本的な感染対策を継続するなど、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践・定着をお願いします。
- 飲酒を伴う懇親会等、「感染リスクが高まる「5つの場面」」に注意してください。
- 発熱等の症状がある方は、外出を控えるようお願いします。
- 感染リスクが高いと思われる施設・場面や、「三つの密」のある場へ行く場合には、施設管理者が実施する感染予防策の確認等をした上で、感染防止等を徹底するなど特に注意して下さい。

【感染リスクが高まる「5つの場面」】

- ① 飲酒を伴う懇親会等
- ② 大人数や長時間におよぶ飲食
- ③ マスクなしでの会話
- ④ 狭い空間での共同生活
- ⑤ 居場所の切り替わり（仕事での休憩時間（休憩室、喫煙所、更衣室等）

【感染リスクが高いと思われる施設・場面の例】

接待を伴う飲食店、酒類提供飲食店、会食・懇親会、寮（学校・会社）、高齢者等の福祉施設、医療機関、専門学校等

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、悪化は、熱中症に十分注意する。
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
- 人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けん丁寧^①に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下） 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えるために
- レジに並ぶときは、前後にスベース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えるために
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えるために
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4)働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で注意力が低下する。また、聴覚が鈍磨し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用は感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、例えば深夜のほしご酒では、昼間の通常の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- また大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケや野外のバーベキューでの事例が確認されている。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用施設での事例が確認されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での事例が確認されている。車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



3 職場における感染防止対策の協力要請について

区域：宮城県全域 期間：令和2年12月1日から令和3年2月28日まで

- 全ての事業者において、職場における感染防止対策等の取組推進するとともに、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた取組が適切に行われるよう、協力をお願いします。
- 全ての事業者において、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進するよう、協力をお願いするとともに、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう協力をお願いします。

【感染防止のための取組例】

手洗い、手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等

4 施設における感染防止対策の協力要請について

区域：宮城県全域 期間：令和2年12月1日から令和3年2月28日まで

- 全ての事業者・施設(店舗)等において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた取組が適切に行われるよう、協力をお願いします。
- 「感染リスクが高まる「5つの場面」」や感染リスクが高いと思われる施設・場面、「三つの密」のある施設においては、特に対策の徹底をお願いします。
- 施設利用者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、みやぎお知らせコロナアプリ(MICA)、接触確認アプリ(COCoA)の活用等をお願いします。
- 冬期における室内の換気等については、「寒冷な場面における新型コロナの感染防止等のポイント」に留意願います。

【感染リスクが高まる「5つの場面」】

- ① 飲酒を伴う懇親会等
- ② 大人数や長時間におよぶ飲食
- ③ マスクなしでの会話
- ④ 狭い空間での共同生活
- ⑤ 居場所の切り替わり（仕事での休憩時間（休憩室、喫煙所、更衣室等）

【感染リスクが高いと思われる施設・場面の例】

接待を伴う飲食店、酒類提供飲食店、会食・懇親会、寮（学校・会社）、高齢者等の福祉施設、医療機関、専門学校等

感染リスクが高い場における感染防止対策の徹底

県内におけるクラスターの発生は、接待を伴う飲食店や酒類提供飲食店をはじめ、保育施設や児童関連施設、老人福祉施設、医療機関、専門学校など、長時間生活を共有する場などでも見られています。こうした事例などを踏まえ、特に感染リスクが高いと思われる以下のような施設・場面における感染防止対策の徹底について、注意されるようお願いします。

注意を要するクラスターの発生要因等

1 接待を伴う飲食店、酒類提供飲食店

- ・ 三密の環境
- ・ マスク等を着用しない長時間の接待
- ・ 回し飲みなどの行為
- ・ 軽い症状がある従業員の勤務
- ・ 休憩室や営業時間後の行動（他店での飲食）での感染
- ・ 感染者が短時間で複数の店舗を飲み歩く行為
- ・ 感染者が情報等を明かさないことによる積極的疫学調査への支障
- ・ 無症状の感染者（利用客）から家族等への感染拡大

2 会食・懇親会

- ・ マスク等の未着用
- ・ 近距離での飲食、会話
- ・ 大声での会話
- ・ 食器や箸等の共用、大皿料理の共有、回し飲みなどの行為
- ・ 長時間の滞在、二次会・三次会等の開催
- ・ 二次会等における予定より多い人数の参加
- ・ 職場、学校等への感染拡大

3 寮（学校・会社）

- ・ 狭い空間での共同生活
- ・ 換気が不十分な同室内での飲食
- ・ トイレ、浴室等の共用設備、共用物品を介した接触
- ・ 生活環境以外の学校・職場等への感染拡大

4 高齢者等の福祉施設

- ・ 密着して介助が行われる場面において、介助者がマスクを外し耳元で発声
- ・ 防護服等に関する従事者の習熟度の不足
- ・ 自ら症状を訴えることが困難な利用者における、症状発見の遅れ

5 医療機関

- ・ 患者毎の手袋交換の不徹底
- ・ 業務によっては職員との接触度合いが高く、密な状況が発生
- ・ 休憩室における会話、食事等
- ・ 消化器症状を有する患者が利用したトイレでの接触

6 専門学校等

- ・ 換気が不十分な狭い場所での発声、運動等
- ・ マスク等の未着用

寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

1. 基本的な感染防止対策の実施

- マスクを着用
(ウイルスを移さない)
- 人と人の距離を確保
(1mを目安に)
- 「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
- 3密を避ける、大声を出さない

2. 寒い環境でも換気の実施

- 機械換気による常時換気を
(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)
- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で
常時窓開け(窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！)
また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる
(例：使用していない部屋の窓を大きく開ける)
- 飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により
1000ppm以下(*)を維持
*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。

3. 適度な保湿(湿度40%以上を目安)

- 換気しながら加湿を
(加湿器使用や洗濯物の室内干し)
- こまめな拭き掃除を

『5つの場面』

- 場面1：飲酒を伴う懇親会
- 場面2：大人数や長時間におよぶ飲食
- 場面3：マスクなしでの会話
- 場面4：狭い空間での共同生活
- 場面5：居場所の切り替わり



CO2センサー

(参考) 1 接待を伴う飲食店, その他の酒類の提供を行う飲食店に対する協力要請について

区域：宮城県全域 期間：令和2年7月20日から当面の間

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき, 「バーやクラブ等の接待を伴う飲食店」及び「その他の酒類の提供を行う飲食店」に対して, 感染拡大予防ガイドラインを遵守するよう要請します。

【留意事項】

- ① 「外食業の事業継続のためのガイドライン（一般社団法人日本フードサービス協会・一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会）」における「テーブルは, 飛沫感染予防のためにパーティションで区切るか, できるだけ2m（最低1m）以上の間隔を空けて横並びで座れるように配置を工夫し, カウンター席は密着しないように適度なスペースを空ける。」, 「真正面の配置を避けるか, またはテーブル上に区切りのパーティション（アクリル板等）を設けるなど工夫する。」, 「個室を使用する場合は, 十分な換気を行う。」といった事項については, 店舗面積にかかわらず適用されるものであること。
 - ② 「社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会）」における「テーブルは, 飛沫感染予防のためにパーティションで区切るか, できるだけ2m（最低1m）以上の間隔を空けて横並びで座れるように配置を工夫し, カウンター席は密着しないように適度なスペース（できるだけ2mを目安に（最低1m）確保するよう努める）を空けるまたはパーティションで区切るなど工夫する。」, 「真正面の配置を避けるか, またはテーブル上にできるだけ区切りのパーティション（アクリル板等）を設けるなど工夫する。」, 「個室を使用する場合は, 十分な換気を行う。」といった事項については, 店舗面積にかかわらず適用されるものであること。
- ◆「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」及びガイドライン遵守を行うための支援（持続化補助金）については, 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策HP（<https://corona.go.jp/>）をご覧ください。

(参考) 2 ガイドラインを遵守していない飲食店の利用自粛の協力要請について

区域：宮城県全域 期間：令和2年7月20日から当面の間

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、県民に対して、「バーやクラブ等の接待を伴う飲食店」及び「その他の酒類の提供を行う飲食店」のうち感染拡大予防ガイドラインを遵守していない飲食店の利用自粛の協力を要請します。
- 県民の皆様には、事前に電話やホームページ等で飲食店の感染拡大予防ガイドライン遵守状況を確認するなど、飲食店が実施する感染予防策の確認等をした上で、感染防止等を徹底し、特に注意して下さい。

(参考) 宮城県HP 「県内団体による独自ガイドライン等について」

<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/covid19-guidline.html>

宮城県HP 「「新型コロナ対策実施中」ポスター等について」

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/kansenboushiposter.html>